

第35回 総会 議事録

開催日時 令和2年5月25日(月曜日) 午後1時25分

開催場所 小松島市役所4階 大会議室

(農業委員)

1番 山本 康信	2番 錦野 伸策	3番 竹内 信行	4番 原 一喜
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 矢三 明子	8番 谷崎 賢二
9番 湯浅 友子	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 大栗 栄信
13番 田川 貴之	14番 舩越 康博	15番 川瀬 益栄	16番 丸本 公一
17番 川寄 須美子	18番 青木 正廣	19番 高井 トミエ	

(農地利用最適化推進委員の出席者)

出席者なし

(事務局の出席者)

局長 添木 尚 次長 杉本 弘恵

議 案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

議案外

- 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

その他

- 令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 令和2年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について

総会開始時間 午後 1時 25分

議長

それでは、ただいまより、小松島市農業委員会 第35回総会を開催いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会議の規模を縮小しての開催となりましたので、農業委員のみで総会を開催させていただきます。

議事に入る前に議事録署名者に、7番 矢三 委員 と 16番 丸本 委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 2 ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、5件、9筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲渡人住所、氏名、譲受人住所、氏名、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長

事務局は、整理番号 1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号 1番は、農業廃止による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積 1,724㎡です。

譲渡人は、高齢のために農業廃止を考え、農地の買い手を探していたところ、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の 江崎 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 江崎委員

別に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。
引き続き、事務局は、整理番号2番から9番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
まず、整理番号 2番から9番については、斡旋事業による所有権移転の申請です。
所有者（譲渡人）は4人おいでますが、このたび同じ方が譲受人ということですので、まとめた説明とさせていただきます。

まず、整理番号2番、3番、4番については、申請地は、田 3 筆、合計面積 2, 846㎡です。
続きまして、整理番号 5番については、申請地は、田 1 筆、合計面積 1, 403㎡です。
整理番号 6番、7番については、申請地は、田 2 筆、合計面積 3, 117㎡です。
整理番号 8番、9番については、申請地は、田 2 筆、合計面積 1, 726㎡です。

この案件につきましては、3月の総会であっせんについて 大栗 委員と 田川 委員に斡旋委員となっ
ていただきましてお願いをしていた案件で、認定農業者をはじめ地元農業者に働きかけ、売買が成立した
案件です。
このあっせんにより、農業を営んでいる譲受人に譲る話がまとまったため、このたび農地法第3条許可申
請が提出されました。

譲受人は、認定農業者の法人を運営しており、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働
力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の
面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしてい
ると考えます。
以上です。

議長

担当の 田川 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

13番 田川委員

何も問題はないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号2番から9番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号2番から9番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人住所、氏名、譲渡人住所、氏名、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長

事務局は、整理番号1番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番の申請内容について説明いたします。

転用目的は、露天駐車場でございます。

譲受人は、現在、申請地の北70メートルの土地にて店舗を営業しておりますが、従業員駐車場が不足している状況であることから、当該地権者からの同意を得られたということから、5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内にある農地ですが、農振除外地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇〇〇〇の資金証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇土地改良区、〇〇〇土地改良区、〇〇〇〇〇土地改良区の意見書及び〇〇協議会、〇〇〇土地改良区、〇〇土地改良区の連名による放流同意書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、安定勾配にて土留めを行い、隣接地へ土砂が流出しないように、盛土して造成を行います。また、申請地からの雨水は既設の道路側溝に排水し、周辺の環境に影響を及ぼすものは発生しないため、隣接した周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

以上のことから、整理番号1番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

19番 高井 委員

〇〇〇〇の従業員の駐車場ということで、特に何も問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第2号を可決いたします。
引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、6件、14筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利を設定する者の住所、氏名、権利の設定を受けるものの住所、氏名、権利を設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。
要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること及び耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、それから、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第3号を可決いたします。
引き続き、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の7ページ、8ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」

申請総数は、1件、20筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、被相続人住所、氏名、相続人住所、氏名、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長

事務局は、整理番号1番から20番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番から20番の申請内容について説明いたします。
相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続した農地に係る相続税の納税猶予を受けるために税務署へ提出する証明になります。

被相続人である〇〇〇さんから、相続人である〇〇〇〇さんに相続された農地でございます。申請農地については、相続人である〇〇〇〇さんが農地として耕作していることを確認しております。
以上でございます。

議長

担当の 船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 船越 委員

相続による申請ですので、別に何ら問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、整理番号1番から20番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。
(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第4号については原案どおり可決と認めます。

議長

ありがとうございます。
それでは、引き続き、議案外に移ります。
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の9ページをお開きください。

報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出について』

届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人住所、氏名、譲渡人住所、氏名、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

整理番号1番は田1筆の面積1,865㎡で、宅地分譲として、売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

議案書の10ページをお開きください。

報告第2号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申請件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、利用権を設定した者の住所、氏名、利用権の設定を受けた者の住所、氏名、消滅する土地の所在地を朗読

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、11ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

前年度の点検・評価と現年度の活動計画につきましては、平成21年1月23日付けの農林水産省経営

局長通知である「農業委員会の適正な事務実施について」によりますと、農業委員会は、毎年度5月末までに、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、市のホームページ等により公表するものとされております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。農地台帳面積の数字が確定していなかったため、委員さんに送付させていただいた資料は昨年度の数字でしたが、数字の方が確定いたしましたので、のちほど説明させていただきます。

まず、はじめに、お手元の資料、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）をご覧くださいませでしょうか。

1 ページ目の農業委員会の状況でございます。

まず、上段部分の1. 農業の概要につきましては、表の下の注意書きのとおり、インターネット等で公表されている耕地及び作付面積統計や農林業センサスから転記したものや、農林水産課に確認を行ったものです。なお、基準日は、令和2年3月31日ですが、一番上の表の4段目、農地台帳面積は、令和2年1月1日現在の数値でございます。委員の皆さまにお渡ししたものは集計中でしたが、先日ようやく農地面積の数字が確定しました。田が1,404ヘクタール、畑が387ヘクタールの、計1,791ヘクタールでございます。こちらの数字でホームページの方に公開をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

下段の2. 農業委員会の現在の体制につきましては、新制度の記載をしております。

続きまして、2ページ目の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

数値につきましては、1番の現状及び課題と2番の目標及び実績の両方とも、令和2年3月31日現在のものがございます。

3番の活動、4番の評価につきましては、令和元年度の当初の活動計画と令和元年度中の活動実績や評価をまとめております。

3 ページ目の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

数値につきましては、市の農林水産課に確認しております。

その他の項目につきましては、2ページ目と同様に令和元年度の当初の活動計画と令和元年度中の活動実績や評価をまとめております。

4 ページ目の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

数値につきましては、令和元年度の農地パトロールと利用意向調査の結果を反映しております。

その他の項目につきましては、同じく令和元年度の当初の活動計画と令和元年度中の活動実績や評価をまとめております。

5 ページ目の違反転用への適正な対応でございます。

数値につきましては、1番の現状及び課題と2番の実績の両方とも、令和2年3月31日現在のものがございます。

その他の項目につきましては、令和元年度中の活動計画や実績、評価をまとめております。

6、7 ページ目の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1番の3条許可、2番の農地転用に関する事務につきましては、実際に議案となった案件の状況でございます。

3番の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、施行状況調査の報告状況でございます。

4番の情報の提供等につきましては、賃借料情報は広報紙やホームページに掲載させていただいた件数で、権利移動等の状況把握は、議案書で委員の皆さんに提示させていただいた件数でございます。

農地台帳の整備につきましては、先ほど申し上げましたように農地台帳面積の数字が確定しましたので、確定した数字を（1,791ヘクタール）ホームページに公開させていただきたいと思っております。

8 ページ目の地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。
農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務について、特にございませんでした。

同じく 8 ページ目の事務の実施状況の公表等でございます。

1 番の議事録の公表につきましては、現在、令和元年度中の議事録をホームページ上に公表しております。

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきましては以上でございます。

続きまして、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧ください。内容について簡単にご説明させていただきます。

活動計画につきましては、先ほどご説明いたしました、令和元年度の点検と評価の結果をもとに、課題を抽出し、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画をまとめたものでございます。農地台帳面積は、数字が確定次第、ホームページ上で公開いたしたいと思っております。

詳細の説明につきましては、先ほどと重複する項目が多いため省略させていただきますが、達成可能な目標値と活動計画を設定させていただいております。

各自で、目をお通しいたくださいませ、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「点検・評価」と「目標及び活動計画」につきましては、先ほども申し上げましたが、ホームページ等で公表することとなっております。

本日の資料と同内容のもの、なお農地台帳面積のみ 1,791ヘクタールで変更させていただきまして、公表させていただく予定でございますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑等がないようですので

「令和元年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について

を承認とします。

それでは、続きまして、

「令和2年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

令和2年度前期分小松島農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農振除外ですが）、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に依頼がきております。

今回の除外申請件数は、11件、14筆です。

◆資料に沿って、所在地、地目、面積、変更区分、所有者、変更目的、土地改良区、担当委員を朗読

事務局（局長）

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。

この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されておりまして、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるとございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれの意見を確認することとなっておりますので、今回のような意見照会による確認が行われまして、縦覧公告や異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。

順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地転用の申請書が提出される見込みでございます。

農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

委員各位におかれましては、農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないか等、現地を直接ご確認いただきまして、担当委員としての意見のご提出をお願いいたします。

なお、提出期限は、6月12日（金）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は7名で、整理番号1番と5番は栗本委員（2件2筆）、整理番号2番は矢三委員（1件1筆）、整理番号3番は川寄委員（1件1筆）、整理番号4番は舩越委員（1件1筆）、整理番号6番は谷崎委員（1件4筆）、整理番号7番、9番、10番、11番は矢野委員（4件4筆）、整理番号8番は川瀬委員（1件1筆）であります。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

何かご質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしく願いいたします。

以上で、「令和2年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第35回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後 2時 5分

議事録署名委員 7番 矢三 明子

16番 丸本 公一